

社会福祉法人和秀会 役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人和秀会の役員報酬について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事長・理事・監事・評議員をいう。

（役員報酬）

第3条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、常に法人及び施設の運営のための業務にあたる場合は、別表1により、月額上限を設け報酬を支払うことができる。

2 理事長及び第4条第2項の役員以外の役員は、理事会・評議員会の参加当日に、別表2により現金で支払うものとする。

（兼務等）

第4条 理事長が理事を兼務する場合は、重複した報酬を支払わず、理事長が業務状況から判断し単一の役職に対して報酬を支払う。

2 職員が役員を兼務した場合も、前項の通りとする。

（報酬の改定）

第5条 理事長の業績を評価して、別表1に定める役位別基準額の範囲内で、月額報酬の改定を行うことがある。

2 前項の評価・改定は原則として毎年1回、決算期の3ヶ月後までに実施する。

（支給日）

第6条 理事長及び第4条第2項の役員の月額報酬の支給日は毎月25日とする。ただし、当日が休日又は土曜日の場合は、その前日とする。

（控除金）

第7条 法人は、理事長及び第4条第2項の役員に支給する報酬から源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除する。

（改正）

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和元年 6 月 5 日より施行する。

この規程は、令和元年 12 月 20 日より施行する。

支給基準 別表 1

役 職	常 勤	非 常 勤
理 事 長	2,000,000 円【月額】	500,000 円【月額】

支給基準 別表 2

役 職	理事会・評議員会・研修会等の参加
理 事	10,000 円/（日当）
監 事	10,000 円/（日当）
評議員	10,000 円/（日当）